

寒川町個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 10 月 4 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 31 号

寒川町個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町個人情報保護条例施行規則（平成11年寒川町規則第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「旅券」の次に「、個人番号カード」を加える。

第1号様式中「識別番号」を「個人番号」に改める。

識別番号」

第2号様式、第9号様式及び第12号様式の2中「成年被後見人」を「成年被後見人 本人の委任による代理人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

（残存用紙の使用）

2 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調整された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。